



国家税務総局 国家外貨管理局

サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出の関連問題に関する補足公告

2021年7月2日、国家税務総局及び国家外貨管理局は、『サービス貿易等項目の対外支払の税務届出の関連問題に関する補足公告』（国家税務総局 国家外貨管理局公告 2021年第19号、以下「19号公告」という）を公布した。本公告は、貿易投資の自由化と利便化を後押しするものであり、公布日より施行される。

【ポイント】

- 外国投資者が域内直接投資で得た合法的な所得により域内再投資を行う場合は税務届出が不要
- 同一契約で複数回のサービス貿易対外送金を行う場合、初回のみ税務届出で可
- オンライン電子税務局の申請ルートを新設し、税務局での窓口申請形式も同時に残す

1. 政策の背景

現行のサービス貿易対外支払税務届出制度は、2013年のサービス貿易改革まで遡る。当時、国家税務総局と国家外貨管理局が40号公告（国家税務総局 国家外貨管理局 2013年第40号、以下「40号公告」という）を発表し、サービス貿易対外支払の関連手続きの利便化と簡素化を推進した。同時に、関連手続きと基準も明確化された。

40号公告の発表以降、企業の負担を一部軽減したものの、以下の新たな課題も発生した。

1. 同一契約書につき複数回の対外支払を必要とする場合、送金の都度、関連手続きを実施すると各種事務負担が大きい
2. 税務届出の形式は、紙ベースでの窓口申請に限定
3. 利益の再投資を推奨する財税[2018]102号の発表以降、一部地域の税務局では再投資を行う前の税務届出を必須とし、企業の域内再投資の実施に支障が発生

上記を背景に、国家税務総局と国家外貨管理局は企業のニーズを取り入れ、パブコメを実施のうえで本公告を発表した。税務届出の手続きを再度最適化し、貿易投資自由化を推進すると同時に、企業に確かな利便性をもたらした。

近年、税務機関と外貨管理機関が一連の利便化措置を打ち出したことで、当局組織間の情報共有の強化、サービス貿易等項目の対外支払に係る税務届出における「24時間化」、「ペーパーレス化」、「非接触化」、「遠隔地受理」を実現させ、企業の利便性を向上させた。

2. 本規定の主要内容

「40号公告」による対外支払税務届出関連の利便化措置は、複数回の支払における届出回数削減（1回のみで済む）、届出免除の範囲の拡大、オンライン申請ルートの新設、申請形式の多様化といった内容である。具体的な変更点は以下の通り。

【図表1】本公告がもたらす変化点

No	項目	発表前	発表後
1	同一契約書につき複数回の対外支払	支払いの都度、税務届出手続きを行わなければならない。初回の支払届出時のみ、契約書（協議書）もしくは関連取引のエビデンスの写しの提出が必要	初回の支払時の届出のみで可
2	届出免除の範囲	国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013年第40号第三条の規定内容のより合計14のパターン、そのうち合法的な所得による再投資は対象外	外国投資者が域内直接投資で得た合法的な所得により域内再投資を行う場合、税務届出が不要（新設）
3	「届出表」の入手方法	1. 主管税務機関の各現場申請窓口 2. 主管税務機関 HP	1. 電子税務局（新設） 2. 各省、自治区、直轄市及び計画単列都市（※）の税務局 HP 3. 主管税務機関の各現場申請窓口 （※）「計画単列市」は、行政管理上、省の一級下の「地区レベル市」となっているが、経済・財政管理上、省レベル地方に相当する権限を有し、日本の政令指定都市に相当するものである （例：深セン市、大連市、青島市など）
4	届出申請方式	各現場申請窓口	1. 電子税務局によるオンライン形式（新設） 2. 各現場申請窓口

なお、遠隔地で対外支払の税務届出を行う場合、当局 HP の解説によって、届出人は随時、本省、自治区、直轄市及び計画単列都市の税務局 HP を通じてオンライン形式で実施し、「届出表」を記入する場合、全国で振り込める銀行を選べば実現可能。届出人は手続き完了後、「届出表」番号及び確認コードをもって、外貨管理の関連規定に基づき、銀行での対外支払手続きの実施が可能。

3. 企業への影響

- ✓ 複数回のサービス貿易対外送金を行う場合の届出手続きを簡素化、企業の負担を軽減し、対外支払の利便化を推進
- ✓ 外国投資者が域内直接投資で得た合法的な所得により域内再投資する際の税務届出を撤廃し、企業再投資の効率を向上し、更なる投資自由化の実現を推進
- ✓ オンライン申請形式によるペーパーレス化と遠隔地操作を実現させ、さらにシステムで生成した「届出表」番号と確認コードで対外支払手続きができ、企業の時間的コストを大幅に削減
- ✓ 今回の政策により税務届出手続きが簡素化されたが、銀行の関連規制が同時に緩和されたことではないため、手続き実施前に、支払手続きを行う銀行への確認をすることが望ましい

以下は、中国語原文と日本語参考訳です。

中国語原文	日本語参考訳
<p style="text-align: center;">国家税务总局 国家外汇管理局</p> <p style="text-align: center;">关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的补充公告</p> <p>为深入贯彻落实中办、国办印发的《关于进一步深化税收征管改革的意见》，促进深化“放管服”改革，打造市场化法治化国际化营商环境，促进贸易投资自由化便利化，切实为群众办实事，现对《国家税务总局 国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》（国家税务总局 国家外汇管理局公告 2013年第40号发布，国家税务总局公告 2018年第31号修改）补充公告如下：</p> <p>一、境内机构和個人（以下称备案人）对同一笔合同需要多次对外支付的，仅需在首次付汇前办理税务备案。</p> <p>二、下列事项无需办理税务备案： （一）外国投资者以境内直接投资合法所得在境内再投资； （二）财政预算内机关、事业单位、社会团体非贸易非经营性付汇业务。</p> <p>三、备案人可以通过以下方式获取和填报《服务贸易等项目对外支付税务备案表》（以下简称《备案表》）： （一）通过电子税务局等在线方式填报； （二）从各省、自治区、直辖市和计划单列市税务局官方网站下载并填报； （三）在主管税务机关办税服务厅领取并填报。</p> <p>四、备案人选择在电子税务局等在线方式办理备案的，应完整、如实填写《备案表》并提交相关资料。备案人完成备案后，可凭《备案表》编号和验证码，按照外汇管理相关规定，到银行</p>	<p style="text-align: center;">国家税務総局 国家外貨管理局</p> <p style="text-align: center;">サービス貿易等項目の対外支払における 税務届出の関連問題に関する補足公告</p> <p>中央弁公庁、國務院弁公庁が公布した『税務行政改革の更なる深化に関する意見』を徹底・具体化し、「放管服」改革を深化させ、市場化、法治化、国際化したビジネス環境を構築し、貿易・投資の自由化と利便化を促進し、国民のために効果的に実施するべく、ここに『国家税務総局 国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払における税務届出の関連問題に関する公告』（国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013年第40号にて公布、国家税務総局公告 2018年第31号改定）に対し、以下の通り補足公告する。</p> <p>一、域内機構及び個人（以下、「届出人」という）は同一契約書につき複数回の対外支払を必要とする場合、初回支払の前にのみ税務届出を行う必要がある。</p> <p>二、以下の場合、税務届出を行う必要がない （一）外国投資者が域内直接投資の合法的な所得で域内再投資を行う場合。 （二）財政予算内で、公的機関、事業単位、社会团体における非貿易、非経営性の対外支払業務。</p> <p>三、届出人は、以下の方法で『サービス貿易等項目の対外支払税務届出表』（以下は『届出表』という）を取得し、報告することができる。 （一）電子税務局等を通じてオンライン方式で記入。 （二）各省、自治区、直辖市及び計画単列都市の税務局のホームページよりダウンロードして記入。 （三）主管税務機関の各現場申請窓口で受領して記入。</p> <p>四、届出人が電子税務局等を通じてオンライン方式で届出を行う場合、完全かつ事実通りに『届出表』を記入し、関連資料を提出しなければならない。届出人は、届出完了後、『届出表』の番号と確認コード</p>

<p>办理付汇手续。</p> <p>五、备案人选择在办税服务厅办理备案的，对于提交资料齐全、《备案表》填写完整的，主管税务机关无需当场进行纳税事项审核，应在税收管理系统录入《备案表》信息、生成《备案表》编号和验证码。备案人可凭《备案表》编号和验证码，按照外汇管理相关规定，到银行办理付汇手续。</p> <p>六、本公告自发布之日起施行。《国家税务总局 国家外汇管理局关于服务贸易等项目对外支付税务备案有关问题的公告》（国家税务总局 国家外汇管理局公告 2013 年第 40 号发布，国家税务总局公告 2018 年第 31 号修改）第一条第二款、第二条第二款、第五条、第六条、第七条、第八条、第十条和附件 2 同时废止。</p> <p>特此公告。</p>	<p>をもって、外貨管理の関連規定に基づき、銀行で対外支払手続を実施することが可能。</p> <p>五、届出人が各現場申請窓口にて届出を行う場合、提出資料が揃い、『届出表』の記入が完全である場合、主管税務機関はその場で納税事項の審査を実施する必要がなく、税收管理システムで『届出表』の情報を入力し、『届出表』の番号及び確認コードを生成しなければならない。届出人は、『届出表』番号及び確認コードをもって、外貨管理の関連規定に基づき、銀行で対外支払手続を実施することが可能。</p> <p>六、本公告は公布日より施行される。『国家税務総局 国家外貨管理局 サービス貿易等項目の対外支払税務届出の関連問題に関する公告』（国家税務総局 国家外貨管理局公告 2013 年第 40 号にて公布、国家税務総局公告 2018 年第 31 号にて改定）の第一条第二項、第二条第二項、第五条、第六条、第七条、第八条、第十条及び添付 2 は同時に廃止する。</p> <p>以上を公告する。</p>
--	---

【日本語参考訳：MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部】

- ☞ 本資料は、参考のみを目的として、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が作成したものです。当行は、本資料に含まれる情報の適切性、完全性、又は正確性について、いかなる表明又は保証をしません。
- ☞ 本資料に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品又は投資商品の購入又は売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。
- ☞ 本資料に含まれる意見(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性を保証致しかねます。本資料は、不完全又は要約されている場合もあり、本資料に掲げる当事者に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行（含む本店、支店）及び関連会社のいずれも、本資料を更新する義務を負いません。
- ☞ 本資料に含まれる情報は、MUFG バンク（中国）有限公司(以下「当行」)が信頼できると判断した情報源から入手したのになりますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をせず、一切の責任又は義務を負いません。したがって、本資料に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠されるものではありません。当行（含む本店、支店）及び関連会社並びに情報提供者は、本資料の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的又は間接的な損失又は損害について、いかなる責任を負いません。
- ☞ 過去の実績は、将来の業績を保証するものではありません。本資料に含まれるいかなる商品の業績の予測について、必ずしもその将来実現する又は実現できる業績を示すものではありません。
- ☞ 当行は、本資料の著作権を保有し、当行の書面同意なしに本資料の一部又は全部を複製又は再公布することが禁止されます。当行（含む本店、支店）又は関連会社は、当該複製又は再公布によって生じる、いかなる第三者に対する責任を一切負いません。
- ☞ 受領者には、必要に応じて、専門的、法律、金融、税務、投資、又はその他の独立したアドバイスを別途取得する必要があります。

MUFG バンク（中国）有限公司 リサーチ&アドバイザー一部 中国ビジネスソリューション室

（商 号） MUFG バンク（中国）有限公司

（住 所） 上海市浦东新区海陽西路 399 号前灘時代広場 17-20 階

（登録番号） 中国銀行保険監督管理委員会上海監管局 B0288H231000001